

奈良市移動等円滑化推進補助金について

奈良市では、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるために、事業者や自治会等が講じる措置に係る費用を補助します。

1 補助対象者

- ① 市内に事業所を置き、商業その他の事業を行う者（行政機関を除く）
- ② 市内自治会その他これに類する団体

※補助は1者につき1年度1回までとなります。

※補助金額が予算上限に達した場合、その年度の補助事業は終了いたします。

2 補助対象経費

簡易スロープ購入に係る経費

※簡易スロープとは…段差解消のためのもので
取付けに際し工事を伴わないものを指します。

主な設置場所…集会所や商店等不特定多数の利用がある施設

3 補助金額

対象経費の1/2（消費税は除く。100円未満切り捨て。上限5万円）



4 申請の流れ

(1) 相談・申請

事業者や団体が実施したい内容を市に相談の上、申請する。

(2) 利用決定・通知

市が申請内容や添付書類を確認の上、決定して通知する。

(3) 購入

事業者や団体が必要な物品の購入を実施する。

(4) 完了報告

事業者や団体は購入が完了したら、市に報告する。

(5) 交付額の決定

市が実施した内容を確認し、交付額を決定して通知する。

(6) 補助金の請求・交付

事業者や団体は市に補助金の請求をして、交付を受ける。

☆スロープの購入は必ず補助決定後に行ってください。

5 注意事項

- ・簡易スロープは、必ず購入前に補助申請を行い、決定通知を受けた後で購入してください。
- ・簡易スロープの長さや段差によって傾斜角度が決まります。車椅子の車種や、車椅子利用者の体重、介助する方の体力などで適切なスロープの傾斜角度が異なります。使用環境にあわせてお選びください。
- ・簡易スロープが用意されていることが利用者に分かるように、入口等に掲示を行いましょう。

お問い合わせ先 奈良市 市民生活部 交通政策課
電話：0742-34-4719

FAX：0742-34-4952